

「北山霊苑」使用規則

平成 12 年制定

宗教学法人阿龍山瑞専寺（以下「当法人」という）は、北山霊苑（以下「当墓地」という）の管理運営にあたり、「墓地、埋葬等に関する法律」及び関係法令（以下「法令」という）に則り、以下のとおり使用規則を定める。

第 1 条 目的

- (1) 本規則は、当法人が経営する当墓地の使用及び管理に関し必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。
- (2) 当法人は、前項の目的のため必要な場合には、本規則に基づき「使用細則」及び「建墓工事規定」を定めることができる。

第 2 条 契約の締結

- (1) 当墓地内の墓所を使用しようとする者（以下「申込者」という）は、当法人所定の「使用申込書」と申込者の住民票（世帯主及び本籍の記載があるもの 1 通）を当法人に交付し、もって申込をする。
- (2) 申込者は、申込の際に当法人が指定する支払期限までに、当法人が別途定める使用料を一括して当法人に支払わなければならない。
- (3) 当法人は、前項の「使用申込書」記載事項を審査し、相当と認めるときは、前項の使用料全額の受領確認後直ちに、申込者に「墓所使用承諾証」を交付し、もって墓所使用契約を締結する（以下、当法人との間で墓所使用契約を締結した者を「使用者」、その使用する墓所を「使用墓所」という）。
- (4) 申込者が前(2)項の支払をしないときは、墓所使用契約は成立しなかったものとみなす。

第 3 条 墓所の使用

- (1) 使用者は、墓所使用契約が第 1 2 条(1)により終了しない限り、使用墓所を継続して使用する権利を有する。
- (2) 使用者は、使用墓所に親族及び縁故者の焼骨を埋蔵しようとするときは、法令に定める火葬許可証又は改葬許可証とともに当法人所定の「埋蔵届」をあらかじめ当法人に提出し、縁故者については当法人の承認を得なければならない。
- (3) 使用者は、前項の手続を経て、使用者の親族及び当法人が承認する縁故者の焼骨を使用墓所に埋蔵することができる。
- (4) 使用者は、当墓地内で祭祀（法要、納骨、開眼等）を行う場合には、事前に管理事務所に届け出をするものとする。

第 4 条 墓所の使用に関する禁止事項

- (1) 使用者は、使用墓所を、法令が定める墳墓の設置及び焼骨の埋蔵、そのほか墓地本来の使用目的以外に使用してはならない。
- (2) 使用者は、当法人の書面による承諾を得ずに墓所を使用する権利を他に譲渡又は転貸してはならない。また、使用者は、使用墓所を他人に使用させてはならない。
- (3) 使用者は、上記のほか以下の行為をしてはならない。
 - ① 他所から墓石等（自然石を含む）を使用墓所に移設すること。
 - ② 使用墓所に死体を埋葬すること。
 - ③ 当法人の承認を得ずに親族以外の者の焼骨を使用墓所に埋蔵すること。

第 5 条 使用墓所に関する工事に対する制限

- (1) 使用者は、墓石の形状、盛り土の高さ、植栽工事等について、「建墓工事規定」による制限に服する。
使用者は、使用墓所に関する一切の工事（墓石・付属設備・外柵等の設置工事、植栽工事等）を、あらかじめ当法人の承認を得て、「建墓工事規定」に従って施工するものとする。
- (2) 使用者は、使用墓所に関する一切の工事を、当法人が建墓工事規定に指定する複数の石材業者の一に行わせなければならない。なお、使用者は、墓所使用承諾証の交付を受けた後、指定石材業者により 1 年以内に外柵工事を行い、3 年以内に墓石建立工事を完了させるものとする。

第 6 条 管理

- (1) 使用墓所内の清掃及び除草等の管理については、その使用者が責任を負う。
- (2) 当墓地の環境の維持整備その他の管理（前項に規定するものを除く）については、当法人が責任を負う。
当法人は、同責任を履行するため、当墓地内に管理事務所を置く。
- (3) 当法人は、前項の責任を履行するため、使用墓所内において墓石や樹木の倒壊等による危険があると認めるときは、その使用者の承諾なくかつその使用者の負担において、危険回避のための措置をとることができる。また、当法人は、使用墓所内において公衆衛生を害する危険があると認めるときも、同様に、使用墓所内の供物及び生花等を撤去し廃棄することができる。
- (4) 天災地変など不可抗力、または火災、風災害、盗難など一切の事故、或いは第三者の行為により使用者や、その関係者のうけた損害について、当法人は一切の責任を負わない。

第 7 条 管理料

- (1) 当法人は、前条(2)に掛かる費用に充てるため、当法人が別途定める管理料を使用者に請求することができ、使用者はこれを支払う義務を負う。
- (2) 当法人は、物価の変動等により、当該時点における管理料によっては前条(2)に要する費用を賄うことができなくなったとき、又はその確実な見込みが生じたときは、必要かつ相当と認められる範囲内において、管理料の金額を改定することができる。その場合、当法人は、使用者に対し、改定を要する理由及び改定後の金額を事前に書面により通知するものとする。

第 8 条 管理料の支払方法

使用者は、当墓地に対し、1 年分の管理料を一括前払いするものとし、毎年 3 月 31 日限り、その年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年分の管理料を一括して、当墓地が指定する支払方法（所定の手続による口座振替、コンビニエンスストアの代金収納による決済方法等）により支払う。

第9条 使用者の地位の承継

- (1) 使用者の死亡により、祭祀承継者が使用者の地位を承継して使用墓所の使用を継続する場合には、祭祀承継者は、使用者の死亡後速やかに、当法人所定の「墓所使用権承継届」並びに祭祀承継者と使用者との関係を証する戸籍謄本等及び祭祀承継者の住民票（世帯主及び本籍の記載があるもの1通）を、別途定める承継手数料とともに当法人に交付し、もって承継の届け出をしなければならない。
- (2) 使用者の祭祀承継者が、使用墓所の使用を継続しない場合には、祭祀承継者は、使用者の死亡後速やかに、「墓所使用契約解約届」と当法人所定の書類を提出し、もって使用墓所返還の届け出をしなければならない。

第10条 使用者による解除

- (1) 使用者（使用者が死亡した場合はその祭祀承継者）は、いつでも、「墓所使用契約解約届」と当法人所定の書類を提出し、もって墓所使用契約を解除することができる。
- (2) 前項の場合、使用者は、当法人に対し、すでに支払った使用料及び管理料の返還を請求することができない。但し、使用墓所に墓石の設置やその他外柵工事等を一切行っておらず、かつ焼骨の埋蔵がない場合において、使用者が既に使用料を全額納付しているときは、墓所使用契約成立後1年未満の解除に限り、当法人は使用料の50%に相当する金額を返還するものとする。
- (3) 前(1)項の場合において、解除の日が属する年度の管理料が未納であるときには、使用者は、当法人に対し、当該年度の管理料を支払わなければならない。

第11条 当法人による解除

当法人は、使用者が次の各号の一に該当する場合には、相当の期間を定めて債務の履行（禁止事項の遵守を含む）を使用者に催告し、その履行がないときには、書面をもって墓所使用契約を解除することができる。

- ① 第8条に定める管理料の支払を怠ったとき。
- ② 第4条に定める禁止事項に違反したとき。
- ③ その他、本規則、使用細則、建墓工事規定に定める条項に違反したとき。

第12条 契約の終了及びこれに伴う措置

- (1) 墓所使用契約は、次の各号の一に該当する場合に終了する。
 - ① 使用者が死亡した日から5年を経過しても、第9条(1)による承継の届け出がなされないとき。
 - ② 第9条(2)により使用墓所の返還の届け出がなされたとき。
 - ③ 第10条(1)又は第11条により墓所使用契約が解除されたとき。
- (2) 墓所使用契約が終了したときは、使用者であった者又はその祭祀承継者（以下「元使用者等」という）は、速やかに、使用墓所内に埋蔵された焼骨を引き取り、墓石等の一切の設備や植栽等を撤去するなどして、使用墓所を原状に復して当法人に明け渡さなければならない。
- (3) 元使用者等が前項に定める原状回復義務を履行しない場合には、当法人は、元使用者等の承諾を得ずとも、使用墓所内に残存する焼骨を当法人の定める場所に移し、法令の規定による改葬手続を経てその焼骨を合葬（合祀）することができ、また使用墓所内に残存する墓石等の一切を撤去して廃棄することができる。
これら原状回復に要した費用は、元使用者等の負担とし、元使用者等は当法人から請求を受け次第、直ちにこれを当法人に支払わなければならない。

第13条 使用者の届出義務

使用者は、当法人に届け出をしている事項（使用者の氏名、住所）に変更が生じたときは、直ちにその変更を証する書面（戸籍謄本、住民票等）を当法人に提出して届け出なければならない。

第14条 本規則の変更

本規則は、当法人の責任役員会における出席役員の3分の2以上の議決により、変更することができる。

附則 この規則は平成27年8月1日から施行する

この規則は令和8年4月1日から改定施行する